平成２２年（フ）第５３１号
和歌山県紀の川市松井30番地14
債務者　山本　和見
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５３２号
和歌山市有本275　西側入口より３号室、住民票上の住所和歌山市石橋丁５番地
債務者　池田　榮治
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５３８号
和歌山県有田市宮崎町148－１　レオパレスＡＲＩＤＡⅡ、住民票上の住所和歌山県日高郡日高町大字萩原500番地の13
債務者　左巴商店こと　左巴　佳久
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５４０号
和歌山市禰宜124番地の３
債務者　三谷　純也
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５４１号
和歌山市紀三井寺752番地
債務者　三木原　健
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５４９号
和歌山市北中島１丁目９番７号
債務者　上野浦　昇
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５５４号
和歌山市小倉36番地の110
債務者　西口　秀樹
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５５６号
和歌山県海南市船尾168番地
債務者　南川木工芸こと　南川　　正
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５５７号
和歌山県海南市船尾168番地
債務者　南川百合子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５５８号
和歌山市堀止西２丁目７番20号
債務者　矢野　佐苗
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５６１号
和歌山市船場町41番地
債務者　村岡　誠視
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第９号
長崎県対馬市上県町佐須奈乙895番地
債務者　永瀬　倫代
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２２年（フ）第２７７６号
愛知県豊明市大久伝町南６番地７　セントポーリア・サウス106号
債務者　阿部　　正
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７７７号
愛知県豊明市大久伝町南６番地７　セントポーリア・サウス106号
債務者　阿部より子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８５３号
神戸市中央区中山手通２丁目10番２―702号
債務者　松井　秀夫
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２４５号
神戸市兵庫区駅前通３丁目２番４―305号
債務者　林春好こと　都　　賢江
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲845番地
債務者　本田　重信
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部